

## 医師確保対策の推進について

少子高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境が大きく変化し、医師の業務が複雑化する中、医師の地域や診療科の偏在、開業志向による病院勤務医の不足など、地域医療を支える医師不足が顕在化しているが、この深刻化する医師不足は、へき地等の診療所だけではなく、地域の中核病院でも生じており、地域医療が崩壊の危機にさらされている。

このような地域の実情を十分に理解の上、医師の地域偏在、診療科偏在を解消するため、次の事項について、実効性のある具体的な対策に取り組むことを強く要望する。

- 1 医師不足地域における大学医学部の入学定員の増員を図るとともに、地域枠の拡大を促進すること。
- 2 自治医科大学の入学定員の増員を図るとともに、原則、各都道府県一律となっている定員枠の弾力的な運用を図ること。
- 3 病院・診療所の管理者となる要件に、医師不足地域における一定期間の診療経験を付加するなど、強制力のある措置を講じること。
- 4 産科・小児科等の医師不足が特に深刻な特定診療科について、実効性のある医師確保策を早急に策定すること。
- 5 病院勤務医や特定診療科における医師不足を解消するため、病院・診療所別、あるいは診療科ごとの診療報酬の抜本的な見直しを行うこと。
- 6 医師の地域偏在を解消するため、全国的に医師の配置を調整する機能を整備すること。
- 7 女性医師が継続して働くことができるよう就労環境の整備や職場復帰支援の仕組みを整備すること。

平成18年8月22日

北海道知事	高	橋	はるみ
青森県知事	三	村	申 吾
岩手県知事	増	田	寛 也
秋田県知事	寺	田	典 城